

鎌ヶ谷市自治会・町会 加入促進ハンドブック



鎌ヶ谷市自治会連合協議会
鎌 ヶ 谷 市

はじめに

鎌ヶ谷市内には約100の自治会があり、環境美化・福祉・防犯・防災など様々な分野で、自分たちの住む地域を自分たちの力でより住みやすくするための活動をしています。

大きな災害を経験した昨今、地域の絆を体現する自治会の重要性が再認識されており、まちづくりの中心的な役割を担うことが期待されています。

しかし、最近では一人暮らし・高齢夫婦・共働き世帯の増加や、病気・介護・子育てに追われる生活で、自治会どころではないという世帯が増えていると感じます。

一方で、高齢社会が進み、社会のために役立ちたいという高齢者も増えていくことが期待されます。内閣府の「社会意識に関する世論調査」(2017.1)では、「社会に役立ちたいと思っている」人の割合は、40～60歳代で70%を超えています。

自治会は地域に根ざした課題の解決や安心・安全な環境づくりのため、行政と連携して住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っています。地域住民との間にこれだけのネットワーク、地域活動インフラを有している組織は他にありません。

自治会の加入促進に近道はありませんが、各自治会の皆様の地道な呼びかけ活動が大きな決め手となります。このハンドブックでは、加入の呼びかけに関する基本的な事項をまとめましたので、呼びかけの際にご参考にいただき、多くの方に自治会へ加入いただく取組みを進めていただきたいと思います。

なお、市内には「町会」の名称を使用する自治会もありますが、本書では一般的な呼称として「自治会」で統一しています。

鎌ヶ谷市自治会・町会加入促進ハンドブック

目次

はじめに

- 1 なぜ今「自治会」なのか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
 - (1) 鎌ヶ谷市における自治会加入の状況
 - (2) 自治会の役割
 - (3) 加入のメリット

- 2 「加入の呼びかけ」準備と実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
 - (1) 訪問の準備
 - (2) 訪問の仕方
 - (3) 集合住宅（アパートやマンション）への呼びかけ
 - (4) 入居してしばらく経っている住宅への呼びかけ
 - (5) 外国人世帯への呼びかけ
 - (6) 事業所への呼びかけ

- 3 想定される質問と回答例・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ

- 4 個人情報の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・14ページ
 - (1) 個人情報とは
 - (2) 自治会として気を付けること
 - (3) 個人情報の具体的な活用事例
 - (4) 個人情報取扱要綱（例）
 - (5) 個人情報Q&A

- 5 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21ページ
 - (1) あいさつ状（例）
 - (2) 加入促進パンフレット



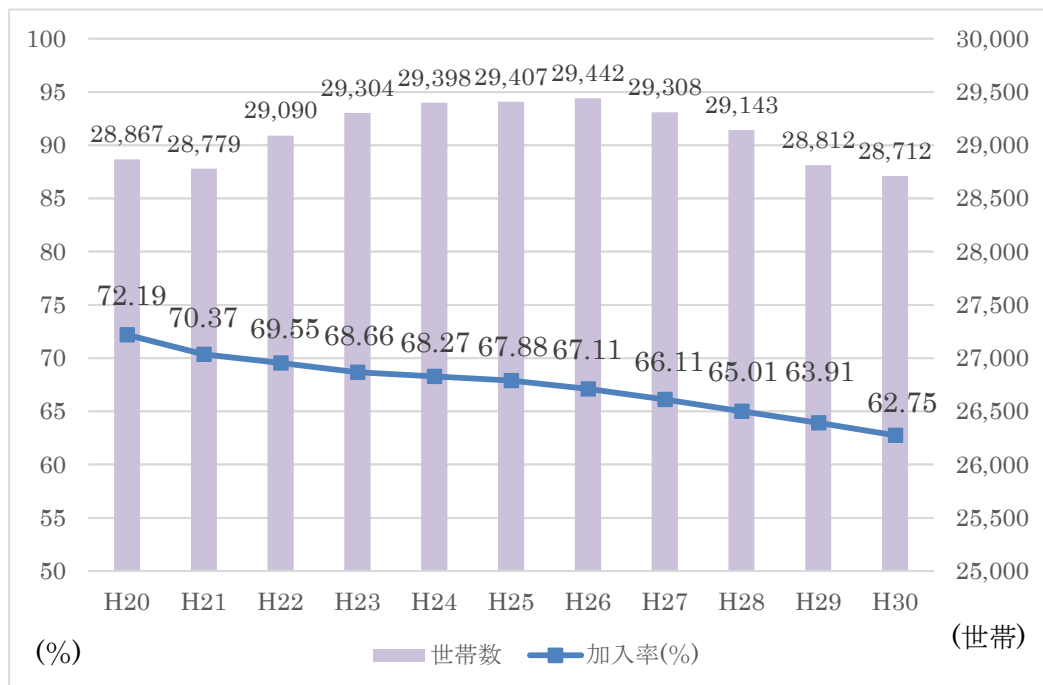
鎌ヶ谷市マスコットキャラクター かまたん

1 なぜ今「自治会」なのか？

(1) 鎌ケ谷市における自治会加入の状況

鎌ケ谷市の自治会加入率は、昭和62年度には約90%であったものが、平成22年度には70%を割り、平成30年度時点では約63%となっています。

また加入世帯数については、市全体の世帯数の増加もあり、平成26年度には最大の29,442世帯となりました。しかし、その後減少に転じ、平成30年時点では28,712世帯となっています。



加入率・加入世帯数の推移(平成20年度～30年度)

低下の要因

加入低下の要因としては、次のようなことが考えられます。

- 経済成長・利便性の向上に伴う価値観の多様化・情報化により、助け合いの機会の減少や個人主義的な考え方が広がった
- 単身世帯や共働き世帯の増加、核家族化・少子高齢化の進展により、自治会活動に参加する機会や余裕が減少した

(2) 自治会の役割

自治会は、地域の住民がお互いに助け合いながら、良好な地域社会を築くことを目的に作られた住民組織です。

住みよい地域社会は、住民のお互いの理解と信頼の上に成り立ちます。ご近所の人の名前も顔もわからない・・・それではいざと言うときや困ったとき、助け合うことも出来ません。

みんなで協力して日常生活の共通の課題を一つひとつ解決し、地域の特性を生かした明るく住みよいまちをつくるため、自治会は活動しています。

自治会活動の例

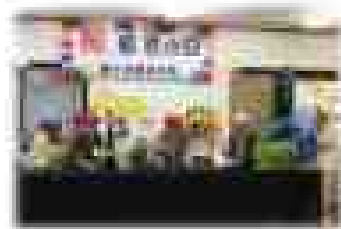
①環境美化活動

- ごみ集積所の管理や清掃
- ごみゼロ運動や有価物回収運動への協力



②福祉活動

- 地域福祉の充実
- 敬老事業の実施
- 各種募金活動への協力



③防犯・防災活動

- 自主防災組織の結成(非常用物資の準備や防災訓練など)
- 地域パトロールなど

④親睦・交流活動

- 盆踊り大会やお祭り、バザーなど誰でも気軽に参加できるイベントの開催
- 子ども会の支援

⑤その他

- 地域活動の拠点となる集会所の建設や管理
- 市政や地域活動に関する情報の連絡
- 学校行事への参加・支援など



(3) 加入のメリット

防災活動

自治会活動に関心が薄い人に対して、直接メリットがあり、必要性が伝わりやすいのが防災活動です。

大規模な災害が起きた場合、市や消防、警察等が連携し、全力で災害対応活動に取り組みますが、建物の倒壊、地割れなどによる道路の寸断や通信の不通、また市職員の被災などにより、救助活動や消火活動が通常通り機能しないことが想定されます。こうしたことから、災害対応活動は、地域で対応する「共助」の部分が大変重要となってきます。

①避難所は原則として「住民主体による自主運営」

避難所を開設するような災害が発生した場合、自治会や自主防災組織が避難所運営の中心的役割を担います。

鎌ヶ谷市では、市内22か所すべての避難所において、自治会関係者と施設管理者、市職員らによる「避難所運営委員会」を立ち上げる予定となっています。既に活動している避難所運営委員会では、実際に避難所が開設された場合の運営方法について、協議を重ねています。



②身体の不自由な方等の避難所への誘導

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、災害時要援護者支援制度(災害時避難行動要支援者支援制度)の取組みとして、避難行動要支援者の個別支援プランを作成することになりました。高齢の方や身体の不自由な方など、災害時に援護を必要とする方の、災害時の避難を支援するものです。

個別の支援プランの作成や活用にあたっては、地域の自治会、民生委員などが重要な役割を担っています。

③災害備蓄品の購入(管理)、防災訓練の実施

災害の発生に備え、災害用品の備蓄や防災訓練の実施などを行っています。定期的な訓練を行わないと、救助活動や消火活動などが思うように機能しません。



災害時における事例

①阪神・淡路大震災

1995年に発生した阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救助された人のうち、行政(警察・消防・自衛隊等)に救助された人はわずか約23%であり、残りの約77%は自助もしくは共助により救助されたという調査結果があります。

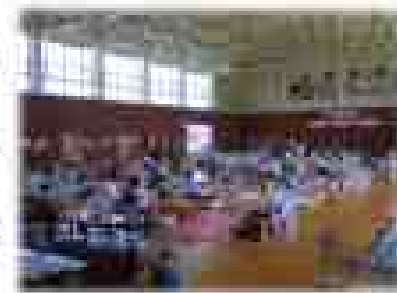
災害時の倒壊した建物からの救助は、発生から3日(72時間)以内ということが言われますが、大災害であればあるほど、救急車・レスキュー隊の対応は難しくなります。

②東日本大震災

2011年に発生した東日本大震災では、市町村職員だけでなく、自治会や自主防災会の人たちが避難誘導をし、避難所生活では、自治会や自主防災会のリーダーたちが、自らも被災したにもかかわらず情報収集にあたり、避難者名簿の作成や必要物資の聞き取り調査を行い、災害本部に提出をしたことや、高齢者の安否確認を行ったことなどが賞賛されました。

また、被害の少なかった周辺の自治会や地域団体などが行う炊き出しは、救援物資が到着するまでの救助活動としてとても有効でした。日頃の自治会同士のつながりがあったからこそできた活動です。

東日本大震災では、岩手県大槌町のように町長をはじめ多くの幹部や職員が津波によって死亡するなど、本来被災者を支援すべき行政自身が大きな被害を受けました。このように行政が被災してしまい、被災者を支援することができなくなった場合、自助・共助の活動が非常に重要であると注目されました。



防犯活動

防犯灯については、平成32年度より、LED化して市が一括管理することになりますが、故障時の連絡や新設の要望等、自治会が行うことになる役割もあります。

また、平成29年度から「防犯カメラ設置に係る補助事業」が開始され、防犯活動を行っている自治会が新たに防犯カメラを設置する場合、補助金を使って整備することができます。個人では防犯カメラを設置することが難しい場合でも、自治会として地域の安全・安心のために整備をすることが期待できます。

福祉・見守り活動

近隣の独居高齢者や高齢者夫婦の見守りなどにより、不慮の事故や病気などの早期発見につながります。

親睦活動

夏祭り・盆踊り、敬老会やバス研修などのイベントを実施し、地域の親睦を深めているほか、子ども達が参加、活動できる場の提供を行っています。

自治会員が相互にコミュニケーションを深めることで、災害等で困ったときに助け合うことが可能となります。



情報伝達・意見集約

回覧板により、広報誌などでは伝えきれない情報や、警察からの犯罪発生状況等の情報が入手できます。

また、鎌ヶ谷市自治会連合協議会では月に1度理事会が開催され、市政の重要事項や今後の取り組みなどについて、担当者と自治会関係者とで直に意見交換が行われています。

行政へ要望を行う際も、個人で行うより自治会を通して地域課題として要望することで、効率的に話を進めることが期待できます。

世帯別のメリット

①子育て世代のメリット

子どもがいる世帯では、自治会が行う親子向け行事や子供向けイベントに参加することで、子どもにとって楽しい、貴重な経験ができたり、同学年・同通学路以外の新しい友達ができたりと、子どもの健全な成長にとってプラスになることが期待できます。

「子どもは地域全体で育てていきましょう」と問いかけてみましょう。



②高齢者世帯のメリット

高齢者世帯については、やはり災害時などの緊急事態に対する備えが最大のメリットと考えられます。災害時要援護者支援制度が整備されつつあり、安否確認や避難場所への誘導など、自治会や近隣の世帯がいざという時に協力してくれることは大きなメリットとなっています。

③ 単身者世帯のメリット

単身者世帯は様々な面で地域から孤立してしまいがちです。防災・防犯・情報などの面で自治会の加入は地域とのつながりを生み出すことができます。

④ 留守の多い世帯のメリット

留守の多い世帯にとっては、住宅侵入盗などの被害を心配している世帯が多いと思われます。自治会に加入して、近隣と顔見知りの関係ができれば、不審者が近づいても周囲の方々が異変に気付いてくれる可能性が高くなります。

防犯は地域全体で取り組むことが効果的で、自治会加入世帯が多くなれば不審者に対して多くの目を光らせることができます。



2 「加入の呼びかけ」準備と実践

(1) 訪問の準備

①未加入世帯の把握

- 自治会の区域を確認しましょう
- 地図などで未加入世帯を確認しましょう。なお、鎌ヶ谷市自治会連合協議会事務局(市役所1階)では住宅地図を閲覧することができます
- 地図などに加入世帯をマークしたものを作成しておく、加入世帯と未加入世帯が一目でわかりやすくなります

②訪問時の資料の準備

- あいさつ状(21ページ参照)、加入促進パンフレット、入会届、総会資料、(ごみステーション管理がある場合は)ごみ出しカレンダーなどを必要に応じて用意しましょう
- 直近で自治会のイベントを開催する場合は、その紹介チラシを配布するのも効果的です

③説明内容の確認

- 自治会・役員の役割や活動内容を再確認し、訪問者の間で共有しましょう
- 想定される質問には回答を用意しておきましょう(10ページ参照)

(2) 訪問の仕方

①訪問時期

- 転居世帯への訪問は、居住開始後早め(できれば1週間以内)に行いましょう
- 初回の訪問は5分程度とし、簡潔に説明と資料の配布程度にしましょう。初回の訪問後、2回目の訪問は1週間くらい間隔を空けましょう
- 断られたときは、理由を聞き、丁寧に回答しましょう。加入に至らない場合でも、「いつでもお待ちしております」という姿勢で接しましょう



②訪問時間

- 食事時間や夜間、休日の午前中などはなるべく避け、相手が対応しやすい時間帯を選びましょう

③訪問人数

- 役員と班長など、2～3人で訪問すると負担も軽く、効果的です
- 女性が同行すると柔らかい印象を与えます

(3) 集合住宅（アパートやマンション）への呼びかけ

①マンション(アパート)新築の情報が入ったら

- 新たにマンション(アパート)建設の情報が入ったり、建築業者(管理会社)から連絡があった場合、業者に自治会の重要性を理解してもらい、業者からも入居予定者の加入に協力してもらうよう依頼しましょう
- 入居者説明会や管理組合設立総会の際、業者の了解・協力を得て、自治会加入のメリットについて説明を行い、自治会加入(もしくは設立)を勧めましょう

②入居者・オーナー・管理業者への呼びかけ

- オーナーが居住する場合には、まずはオーナー自身の加入をお願いしましょう
- 主にアパートにおいては、各入居者が個別に加入する形のほか、アパート単位で一括して加入する形も見られます。オーナー、もしくは住宅管理業者に自治会の必要性を説明し、アパート単位での加入について協力を依頼しましょう
- 居住者に対しては、自治会活動への参加が難しい場合、建物周辺の清掃など、まずは負担のない範囲でできることから参加してもらえるようにしましょう
- 地域における防犯灯や防犯カメラの設置・維持管理など、自治会ではマンションやアパートの管理組合だけではできない地域全体の生活環境の向上が期待できることを伝えましょう
- 短期居住の単身者について、自治会内で会費の減額や役員免除などの特例を定めている場合、そのことを説明しましょう

(4) 入居してしばらく経っている住宅への呼びかけ

- 以前から未加入の世帯には、年度の切り替えやイベント実施に合わせて訪問しやすくなります
- 一度断られている世帯に対しては、苦情やトラブルにならないよう慎重な対応が必要です。当時断られた際の理由や、相手世帯の環境の変化や、避難所運営委員会・災害時要援護者支援制度等の自治会側の役割の変化を確認し、改めて呼びかけするべきかどうか検討しましょう。近隣の会員の方に様子を聞いたり、協力を依頼することも試みましょう

(5) 外国人世帯への呼びかけ

- 鎌ヶ谷市における外国人人口は、平成29年現在1,488人で、毎年約100人ずつ増加しています
- 外国人の方は地域との関係性が希薄になりがちです。災害時には地域の皆で協力し合うことになることを説明し、防災訓練等を通じて加入を勧めていきましょう
- 外国人の方からの意見として、自治会のチラシやポスターなどに、ひらがなや英語を使ってもらうと読みやすいとのこと。作成にあたり、参考にしてみてください
- 市役所市民活動推進課では、外国人向けの簡単な加入促進チラシを用意しています【英語、中国語(簡体・繁体)、韓国語、タガログ語、タイ語】。ご要望がありましたら市民活動推進課へご相談ください

(6) 事業所への呼びかけ

- 事業所の入会について、自治会内で「特別会員」や「賛助会員」等の定めをしている場合は、その説明をしましょう
- 地元の情報は事業者の方にとっても大切なことです。同じ地域の一員として、協力して地域を活性化させていきましょう
- 店舗、事業者の方には、お祭りなど町会、自治会行事への参加や協賛などの方法で地域に貢献していただくようお願いしましょう



3 想定される質問と回答例

問① そもそも「自治会」とは何ですか？

答①-1 自治会は地域の住民が自主的に結成し、運営している団体です。夏祭りや敬老会などを通して親睦を図るとともに、地域の防犯・防災・環境美化・福祉などに取り組むことにより、お互いが協力し合って住みよいまちをつくるために活動しています。



答①-2 大きな災害が起きたときなど、いざというときに助けてくれるのは「向こう3軒両隣」と昔から言うように、隣近所の住民です。地域で助け合って災害などを乗り切るには、地域の住民自治組織である自治会での日頃からのお付き合いがとても大切です。

問② 自治会の区域は何を基準に分けられているのですか？

答② 明確な基準はありませんが、町丁別・開発区域・道路などを境にすることが多く、区域の広さ・加入世帯数も様々です。マンションや団地単位で自治会が結成されている場合もあります。

鎌ヶ谷市では、数十世帯～4,000世帯超まで大小様々な自治会があります。

問③ 自治会に入らないといけないのですか？

答③ 加入は強制ではありませんが、防災・防犯活動や地域の環境整備、子どもや高齢者の見守りなど地域生活に密着した課題は、個人での解決が難しく隣近所の助け合いが必要となります。このような時は自治会の役割が必要となりますので、ぜひ加入して下さい。

問④ 加入したら、どんなメリットがありますか？

答④-1 お住まいの地域で安全・安心に暮らせるように、防災訓練・防犯パトロールや防犯灯の設置・管理を行っています。

答④-2 夏祭りやバス研修等の開催により、地域の親睦を深めることができます。

答④-3 道路や側溝、道路照明灯の改善など、日常生活に係る地域課題を的確に行政へ要望し、安心・安全な地域づくりにつなげていくことができます。

答④-4 回覧板では、市からのお知らせのほかに、学校だよりや警察からの犯罪発生状況などを回覧しています。

問⑤ 税金を払っているのだから、地域のことも市役所がしてくれるのでは？

答⑤ 住民ニーズの多様化や地域・家庭での新しい課題、例えば「認知症の高齢者など徘徊者の支援活動」や「子ども・高齢者を交通事故や犯罪から守る活動」など、全ての地域課題を行政だけで対応することは難しくなっています。

自治会を中心とした地域住民が主体となって、地域の実情に合った方法で、行政と役割分担しながら身近な課題の解決に取り組むことが求められています。また、災害時は大災害であればあるほど、行政だけの救助には限りがあり、地域の結束と助け合いが必要です。

問⑥ 高齢で行事参加や役員などができないので、加入できない(脱会したい)です。

答⑥ 年齢を重ねるほど、地域での支え合いや人との繋がりが必要になります。できる範囲の活動で構いませんので、ぜひ参加してください。

問⑦ (単身者・共働き・高齢等のため)役員ができないので、加入できません。

答⑦-1 会費を納入していただくだけでも、自治会運営を行う上で大変助かります。

答⑦-2 休日などにできる範囲で行事をお手伝いいただくだけでも構いません。

答⑦-3 恐れ入りますが、皆さんお忙しいので、役員は〇年交代の持ち回りをお願いしています。他の役員(班長・副班長など)もサポートいたしますので、ご協力をお願いします。

答⑦-4 役員ができない理由についてご相談ください。役員として参加することが難しければ、別の形で参加できる方法を一緒に考えましょう。

※自治会内で役員の決め方や免除について定めがある場合、その説明をしましょう

問⑧ 学生(単身・転勤族)なので、長く住まないのですが。

答⑧ 自治会では防犯灯の管理や防犯パトロール、環境美化活動など、日常生活の様々なところで地域の安全や住みよい環境づくりのために活動しています。引っ越されるまでの短い期間かもしれませんが、その間を安心・安全で快適に過ごしていただきたいと思います。

問⑨ 年間を通して、様々な行事に参加しなければならないのでは？

答⑨ 自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。地域のために可能な範囲で少しずつご参加いただければ結構です。

問⑩ 個人情報を出すことが不安です。

答⑩ 皆さんから提供していただいた個人情報は、会員名簿などに使用していますが、緊急時の安否確認など、決められた目的の範囲内での利用に限定し、会長・役員が適正に管理しています。法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありません。

※「個人情報の取扱いについて」(14ページ)も参考にしてください

問⑪ 会費はいくらですか？誰が管理し、どのような用途で使われていますか？

答⑪ 会費は月(年)額〇〇〇円で、年〇回、集金しています。会計担当者が適正に管理し、収支内訳は総会で会員に公開され、承認を得て使用しています。使用目的としては、備品や防災用品の購入、清掃活動、夏祭り等にかかる費用などを支出しています。

問⑫ 会費を払えそうにない場合は、加入できませんか？

答⑫ ※自治会内で会費の免除や減額の定めがある場合は、その制度について説明しましょう。定めがない場合は、一度役員会等で協議するとし、後日回答するのもよいでしょう。高齢化が進み、年金生活では会費が払えないと脱会する方が増えているようです

問⑬ 自治会に加入していませんが、行事に参加できますか？

答⑬ ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、近隣の方々との交流を広げていくことで、加入を検討していただきたいと思います。

問⑭ 学生が長期休暇中に参加できるような活動はありますか？

答⑭ 自治会では、夏祭りや敬老会、運動会などのイベントを実施しており、ボランティアの方をいつでも募集中です。地域や社会でボランティアをしてみたいという学生さんは、是非ご相談ください。

問⑮ 住民票をここに移していないのですが、加入できますか？

答⑮ この地域に住んでいる方であれば加入できます。ぜひ加入してください。

※自治会規約等で取り決めがある場合は、その定めに従ってください

問⑯ 災害には自分で対策を立てているので大丈夫です。

答⑯ もし災害が発生して、あなた自身が被害にあった時、またはご自身が出かけている間にご家族が被災された時はどうでしょうか。ご自身が怪我をされたり、家族が離れ離れになってしまった場合など、周囲の助けが必要になります。個人での災害対策には限界があります。個人ではできない災害対策に参加し、地域で一緒になって、あなたとあなたの家族を守りませんか。



4 個人情報の取扱いについて

これまで、個人情報保護法の適用対象となる団体は「取り扱う個人情報が 5,000 件以上」の団体に限定されていましたが、平成29年5月30日より、「個人情報を取り扱うすべての団体」が個人情報保護法の適用対象になり、自治会もその規模に関わらず適用対象になりました。

(1) 個人情報とは

個人情報とは、「生存する個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別できるもの」と定義されます。

具体的には、氏名、住所、生年月日等です。自治会における役職なども、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

※電話番号は個人情報ではないという見方もありますが、氏名、住所、生年月日に準じた取扱いをした方が良いでしょう。

※本籍とマイナンバーについては、自治会活動において必ず必要な情報とまでは言えないので、取得することは避けた方が良いでしょう。

(2) 自治会として気を付けること

各自治会におかれましては、以下の点について確認をお願いいたします。

- ① 個人情報を取得するときは、利用目的を決めて、本人に知らせること
利用目的(「非常時の連絡用」「法人化のための名簿作成」等)は、本人に通知するか、回覧等で公表する必要があります。
- ② 個人情報は目的以外に利用しないこと
例えば、非常時の連絡用に取得した個人情報を親睦サークルの勧誘に利用することはできません。利用するためには本人の同意を得る必要があります。
- ③ 個人情報を第三者に渡す場合は、本人の同意を得ること
予め同意を得ていない場合は、第三者に個人情報を渡せません。ただし、法令に基づく場合や災害時で人命に係る場合等は除きます。

④ 第三者への個人情報提供記録の作成と保存

個人情報を第三者へ提供した場合、提供した年月日、相手方の名前、提供した個人の氏名と個人情報の項目について記録を作成する必要があります。ただし、法令に基づく場合や災害時で人命に係る場合等は除きます。

また、個人情報提供記録は作成から3年間保存する必要があります。

⑤ 「要配慮個人情報」を取得する場合は、本人の同意を得ること

「要配慮個人情報」とは、人種、信条、病歴、犯罪歴、障がい等の、偏見や不利益が生じないよう特に取扱いに配慮が必要な個人情報のことです。

これらの個人情報を取得する場合は、通常の個人情報とは違い、必ず本人の同意を得る必要があります。ただし、法令に基づく場合や災害時で人命に係る場合等は除きます。

⑥ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」に応じること

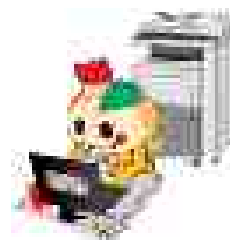
ただし、本人または第三者の生命、財産等を害するおそれがある場合は除きます。

⑦ 取得した個人情報を安全に管理すること

個人情報の漏洩や滅失を防ぐため、安全管理に努めてください。

【安全管理措置の例】

- 紙の名簿は、鍵のかかる金庫や引き出しで保管し、不要になったらシュレッダー等により適切に廃棄する
- パソコンで管理する名簿には、パスワードを設定する
- インターネットに接続するパソコンで個人情報を取扱う場合は、OS(Windows 等)を最新のものにアップデートし、ウイルス対策ソフトを導入する
- 個人情報取得・利用等の基本的な取扱いを決めたルールを作り、共有する
- あらかじめ決められた人のみが個人情報を閲覧・利用できるようにする



個人情報保護法についての問い合わせ先

個人情報保護法の一般的な解釈や個人情報保護制度について、個人情報保護委員会が「個人情報保護法質問ダイヤル」を開設しています。

個人情報保護法質問ダイヤル 電話番号 03-6457-9849 受付時間 平日 9:30~17:30 (土日祝日・年末年始除く)

(3) 個人情報の具体的な活用事例

- ① 回覧、会費の徴収、役員・班長の選出のため、会員名簿を作成する場合
世帯単位で回覧、会費の徴収、役員・班長の選出を行っている場合、世帯主の氏名、住所が最低限必要な個人情報になります。連絡先として電話番号(固定電話、携帯電話)も必要となる場合があります。

- ② 認可地縁団体の申請
不動産を所有することを目的に認可地縁団体の申請をする際は、世帯主だけでなく、世帯員全員の氏名、住所が記載された自治会員名簿を作成する必要があります。

- ③ 子ども会、敬老会の実施
子どもや高齢者を対象としたイベントを実施する場合、イベントの対象者かどうか確認するために生年月日が必要となる場合があります。

- ④ 避難行動要支援者の個別支援プランの作成
高齢者、要介護者、障がい者等、災害時に自力で避難することが困難な方の避難行動を支援する手順をとりまとめた個別支援プランを作成するため、要支援者の氏名、住所、親族や支援してくれる人の連絡先、投薬や治療の状況、介護や障がいの状況、利用している病院や事業所といった情報が必要となります。いざという時の支援に必要なこれらの情報は、実際に支援する方たち以外にはなるべく知られたくない情報ばかりです。収集した情報を、個別支援プランの作成以外には使用しないこと、自治会で定めた個人情報の取扱い要綱に基づいてきちんと管理することを説明して納得してもらいましょう。

(4) 個人情報取扱要綱(例)

〇〇自治会 個人情報取扱(要綱・規程・基準・要領)

平成 年 月 日(定期総会にて議決・
役員会にて議決)

(目的)

第1条

この取扱(要綱・規程・基準・要領)は、本会が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条

本会は、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。各会員においても、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

(周知)

第3条

この取扱(要綱・規程・基準・要領)は、総会資料等で会員に毎年周知するものとし、新規の会員については書面の提示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条

本会が会の活動を目的として収集する情報は、会員の住所、氏名(家族及び同居人を含む)、性別、生年月日(年齢)、電話番号とする。その他の情報については、必要に応じて本人から直接取得するものとする。

(利用)

第5条

取得した個人情報は、次の目的において利用するものとする。

- (1) 会員名簿の作成及び地図の作成
- (2) 文書の送付や回覧業務
- (3) 会費の管理

(管理)

第6条

取得した個人情報は、会長または会長が指定した役員が保管するものとし、適正かつ厳重に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長立ち合いのもとで適正に廃棄するものとする。

(提供)

第7条

取得した個人情報、次にあげるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合

(5) 個人情報Q&A

Q1 個人情報保護法の施行により、個人情報の提供を拒む会員が増えています。自治会活動に支障をきたしており、どう対処したらよいですか？

A1 自治会・町会が活動の中で知り得た個人情報を適正に管理することは重要なことです。自治会活動で個人情報をどんな目的で使用するのか、また、どのように管理するのかということを説明して、理解を得る必要があります。

例①「世帯員の氏名や生年月日は、子供会や敬老会といった自治会のイベントを開催する際にイベントの対象者であるかどうか確認するために使用します」

例②「世帯員の氏名や生年月日は、いざ災害となった時の安否確認に使用します」

例③「皆様の個人情報は、「〇〇自治会 個人情報取扱要綱」に基づいて、会長と他3人の役員が管理します」

Q2 行事の参加案内を回覧し、参加の場合は申込一覧表に名前を記入してもらっています。個人情報保護の観点から、問題がありますか？

A2 他人に見られることを承知して本人が記載していると思われるので、問題はありません。ただし、他人に知られたくないと思われるような場合は、回覧方法を工夫しましょう。

例①申込一覧表ではなく、各々が申込書を班長に提出する方式にする

例②班長が申込書を直接集める

Q3 自治会で発行している広報誌に、会員の氏名や写真を掲載しています。会員以外の目に触れることは少ないと思いますが、問題がありますか？

A3 これまで広報誌に掲載していて異議が出ていなかったのであれば問題はないと思われるのですが、心配な場合は事前に本人に同意を得ると万全でしょう。

例①「写真を撮っていいですか？ 自治会の広報誌に載せるのですが」

例②「顔が写らないように後ろから撮るので、自治会の広報誌に載せてよいですか？」

例③「広報誌には掲載しません。イベントの記録として役員会の内部資料として使用したいのですが」

Q4 自治会の総会資料等に掲載した個人情報の方が一悪用された場合、責任の所在はどうなりますか？

A4 悪意を持って名簿を第三者に渡し、それにより名簿に掲載されている人に被害があった場合は、情報を漏らした人に民法上の慰謝料支払い等の責任が生じることがあります。法律的な問題に発展しそうな場合は、市民活動推進課の法律相談(事前予約制)等を利用して、弁護士のアドバイスを仰いでみましょう。

Q5 自治会に未加入のアパート入居者がいます。加入の勧誘や世帯の把握のため、大家さんに入居者の氏名等を聞くことは可能ですか。

A5 大家さんが入居者本人の同意を得ないまま自治会に情報を提供することはできません。大家さんから入居者へ連絡を入れてもらい、本人の同意を得てもらうよう、協力を働きかけましょう。

・既存のアパート

管理会社(不動産業者)を通じて、大家さんに店子さんの自治会加入について相談しましょう。

・新築のアパート

賃貸の仲介をする不動産業者から、自治会の加入方法について照会があった場合に、大家さんから一括で自治会費を納めてもらってアパート丸ごと自治会に加入してもらいたい旨、また、入居の際に個人情報を自治会へ提供する承諾を、大家さんからとって欲しい旨を依頼しましょう。

・ワンルームアパート入居者の会費について

鎌ヶ谷市ではワンルームアパートを建築する際に、「小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導要綱」に基づいて、自治会長に事業計画を説明することとなっています。また、ワンルームアパートの管理規約には「自治会(町会)への加入及び地域住民が実施する地域活動等に参加・協力すること」との規定を定めることとなっています。

以上を踏まえ、事業計画の説明を受ける際に、大家さんから一括で自治会費を納めてもらってアパート丸ごと自治会に加入すること、また、入居の際に個人情報を自治会へ提供する承諾を、大家さんからとる旨を依頼しましょう。

(参考)

※地方公務員法 第34条

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 資料編

(1) あいさつ状 (例)

転入された皆さまへ(〇〇自治会からのごあいさつ)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、〇〇自治会の区域へ転入されましたこと、〇〇自治会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇自治会は、現在〇〇世帯の皆さんにご加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、地域住民誰もが暮らしやすい環境をつくるため日々活動しています。

転入された皆さまが少しでも早く新しい環境になじみ、近隣との友好の輪が広がりますよう、〇〇自治会の会員一同、自治会への加入をお待ちしております。

ご加入いただける場合は、お住まいの地区の班長へ入会申込書をご提出ください。

〇〇自治会 会長 〇〇〇〇

☆あなたのお住まいの地区は△△班です

班長は、〇〇〇〇さん(〇〇町 1-2-3、電話〇〇〇-〇〇〇〇)です

※会費は、月額〇〇〇円です。年〇回、〇月頃に集金しています

※ご不明な点などがありましたら、遠慮なく班長や役員にご連絡ください。

☆役員連絡先

会 長 〇〇〇〇(〇〇町 1-1-1 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

副会長 〇〇〇〇(〇〇町 1-1-1 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

提出された個人情報は、自治会活動のみの目的に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

----- キリトリ ----- キリトリ -----

加入届

世帯主のお名前	
ご住所	鎌ヶ谷市
電話番号	
会員名簿への掲載可否	どちらかに○をしてください ⇒ 可 ・ 否

(2) 加入促進パンフレット (A4 サイズ)



表



裏

パンフレットをご要望の方は、市役所市民活動推進課へお越し
いただくか、または市HP「くらし・手続き」⇒「地域コミュニティ」
⇒「自治会・町会」のページ
(<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi-tetsuzuki/chiiki/jichikai.html#cms02>)
からPDFデータをダウンロードできます。



発行日	平成31年1月
発行	鎌ヶ谷市自治会連合協議会
	鎌ヶ谷市